



国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けていた人は、国民年金保険料を追納することができます

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本市西年金事務所 ☎(355)3261

老齢基礎年金は、保険料の免除などの承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて年金受給額が低額となります。しかし、保険料の追納をすることで年金受給額を増やすことができます。

追納するには

年金事務所または町民課で申し込みが必要です。承認されると、納付書が郵送で届きます(クレジット払い、口座振替は利用できません)。

注意事項

① 追納できるのは追納が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予・学生納付特例期間に限られます。なお、原則として古い月からの納付となります。

② 保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額がつかます。

③ すでに老齢基礎年金を受けている人は追納できません。

必要書類

- ① 年金手帳か個人番号がわかる書類
- ② 顔写真付身分証明書
- ③ 印鑑

(単位：円)

	全額免除納付 猶予学生特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成22年度	15,550	11,660	7,780	3,880
平成23年度	15,340	11,500	7,670	3,830
平成24年度	15,190	11,390	7,590	3,790
平成25年度	15,160	11,370	7,580	3,790
平成26年度	15,310	11,490	7,650	3,830
平成27年度	15,640	11,730	7,810	3,910
平成28年度	16,290	12,210	8,150	4,070
平成29年度	16,510	12,380	8,250	4,120
平成30年度	16,340	12,250	8,170	4,080
令和元年度	16,410	12,310	8,200	4,100



粗大ごみの収集のお願い

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

粗大ごみの収集は月に1回、予約制で行っています。しかし、現在予約の件数・ごみの数が毎月増加傾向にあります。予約をした人の自宅などを一軒一軒回って収集しているため、予約件数が多い場合は収集が夜になることもあります。そのため、住民の皆さんに迷惑をかけるおそれ

があることや、収集上の安全面を考慮し、今後、粗大ごみの収集予約件数に制限を設けます。

当月の予約件数の上限に達した後、に連絡を受けた場合、次月の予約とすることがあります。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



飼い主のいない猫への避妊去勢手術費用を補助します

菊池保健所 衛生環境課 ☎0968(25)4135

県では「人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、飼い主のいない猫への避妊去勢手術費用の一部を補助しています。

対象者

県内(熊本市除く)に生息する飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊去勢手術を行った県内在住の個人か、団体

申込窓口

菊池保健所 衛生環境課

■ 申込期限 令和3年2月26日(金)
※予算に達した場合は、期間内に募集を終了することがあります。

補助金額

オス1頭 5千円
メス1頭 1万円

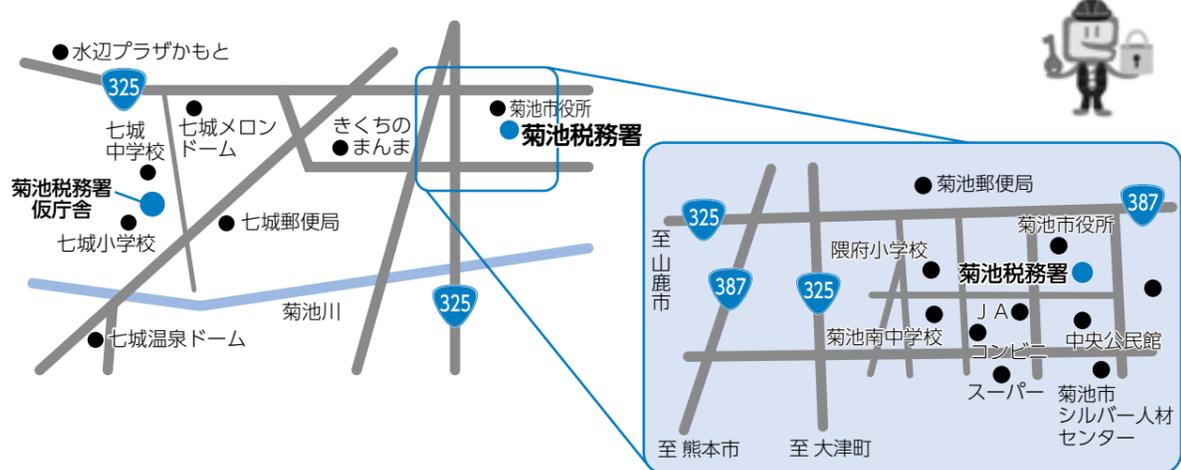
注意事項

- ① 補助金交付を受けるには保健所への事前の申請が必要です。
- ② 手術を行った後に手術を受けた証として猫の耳の一部をV字状にカットします。

庁舎が新しくなりました

菊池税務署が仮庁舎から移転します

菊池税務署は、平成30年10月から仮庁舎で執務を行っていますが、次のとおり、仮庁舎から移転します。仮庁舎(菊池市役所七城支所)での執務は9月11日(金)までです。



■ 移転日・場所

9月14日(月)
〒861-1393 菊池市隈府874-1
※郵便番号、電話番号に変更はありません。

■ 問い合わせ

菊池税務署 ☎0968(25)2121
音声案内「1」を選択してください。確定申告電話相談センターにおつなぎします。

危険なブロック塀などの撤去

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などを撤去する場合の費用の補助を行います。



■ 対象事業費

- 以下の要件を満たすものの撤去に要する費用
 - 緊急輸送道路および避難路などの道路などに面するもの
 - 道路面から80cm以上の高さの危険なブロック塀など(危険なブロック塀などとは、コンクリートブロック塀のほか危険な工作物などを含む)
 - 高さが60cm以上のブロック塀など
- ※補助対象になるかの判断には、現地調査を必要とします。まずはお電話でご相談ください。

■ 補助金額 10分の10(上限20万円かつ1.2万円/㎡)

■ 申請期限 12月25日(金)

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

■ 対象事業費

- 以下の要件を満たすものの設置に要する費用
- 公衆用道路に面した部分に総延長は5m以上植栽するもの
- 外部から眺望できる高さが、70cm以上のもの
- 植栽間隔1m当たり2本以上のものなど

■ 補助金額 3分の1(上限5万円)

■ 申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係
☎(232)4927